号外第十一 묽

令和 元年

七月四 日

選挙長

曜

\exists

木 住所 千三百四十二番地 山梨県甲斐市竜王新町

中込まさゑ

四山

. 景 界 市 若 松 町 十 一

番

鈴木政孝

住所

務代理者

山梨県選挙管理委員会告示第十七号

長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。 令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の Ш 梨県における選挙分会

令和元年七月四日

Ш [梨県選挙管理委員会

委 員 長 中 込

ま

さ

ゑ

小宮	三千二百八十六番地山梨県甲州市塩山三日市場	中村良二	上条二千五十六番地一山梨県北杜市長坂町長坂
	住所	氏名	住所
	職務代理者		選挙分会長

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

::::::

時 は、 令和元年七月二十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙会の場所及び日 次のとおりである。

令和元年七月四日

○参議院山梨県選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場

○参議院山梨県選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所………………

○参議院出簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日の参議院比例代表選出議員選挙における参議院名簿届出政党等の名称及び略

◎参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき

○参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを

○参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行

○参議院山梨県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示する

○参議院山梨県選出議員選挙における政見放送の放送の順序を定めるくじを

選挙管理委員会

目

次

○参議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長及びその職務を代理すべき者……………

○参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………………

山梨県選挙管理委員会

長 中 込 ま

さ

ゑ

場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一 号 山梨県庁

日時 令和元年七月二十三日 午前十時

山梨県選挙管理委員会告示第十九号

の場所及び日時は、次のとおりである。 令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙の山梨県における選挙分会

令和元年七月四日

Ш [梨県選挙管理委員会

員 長 中 込 ま さ る

委

山梨県選挙管理委員会 員

中

込

ま

さ

ゑ

を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年七月四日

令和元年七月二十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙長及びその職務

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

選挙管理委員

会

報 号 外 第十 一号 令和元年七月四日

Ш

梨 県

公

Ш

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二 日時 令和元年七月二十三日 午前十時三十分

山梨県選挙管理委員会告示第二十号

りである。 規定により、山梨県における放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとお規定により、山梨県における放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとお政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第十四条第一項の令和元年七月二十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における政見放送について、

令和元年七月四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中込 まさゑ

日時 令和元年七月四日 午後五時三十分

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。いて、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十九条第六項の規定により、その令和元年七月二十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙公報の発行につ

令和元年七月四日

山梨県選挙管理委員会

員 長 中 込 まさ

ゑ

委

日時 令和元年七月五日 午後五時三十分

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

令和元年七月四日より、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。の発行について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十九条第六項の規定にの発行について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十九条第六項の規定における選挙公報

山梨県選挙管理委員会

員 長 中 込 まさ

ゑ

委

一 日時 令和元年七月五日 午後六時

| 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

| 山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

を掲示することができる日は、次のとおりである。二十五年法律第百号)第百四十四条の二第五項の規定により、公職の候補者がポスター二十五年七月二十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙において、公職選挙法(昭和

令和元年七月四日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 中 込 まさ

ゑ

ポスターを掲示することができる日 令和元年七月四日

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

じを行う日時及び場所は、次のとおりである。及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名の掲示の山梨県における掲載の順序を定めるく及び略称並びに参議院名簿留七十五条第三項の規定による参議院名簿届出政党等の名称和二十五年法律第百号)第百七十五条第三項の規定による参議院名簿届出政党等の名称の和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法(昭

令和元年七月四日

山梨県選挙管理委員会

委 員 長 中

込

ま

さ

ゑ

日時 令和元年七月四日 午後六時

場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第一号

場所は、次のとおりである。 令和元年七月二十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における選挙長の事務を行う

令和元年七月四日

参議院山梨県選出議員選挙

挙 長 中 込 まさゑ

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県選挙管理委員会事務室

選

の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館二階会議室とする。) (ただし、令和元年七月四日、午前八時三十分から正午までに限り、山梨県甲府市丸

参議院山梨県選出議員選挙選挙長告示第二号

第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりで二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び令和元年七月二十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙において、公職選挙法(昭和

発行者	,,,
	山梨県公報号外
山梨	公報
県	号外
甲府市丸	第上
の内一十	第十一号
甲府市丸の内一丁目六番一号	令和元
一号	令和元年七月四日
ŕΠ	日日
印刷所	
㈱サンニチ印刷	
チ印刷	
甲府市	1
甲府市北口二丁目六番	
目六番	
	四